

平成28年度

## いむた池外輪山七峰登山大会補助金

評価表 NO.

52

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	宮地 春鶴					
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市補助金等交付規則							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	300千円	国県支出金 千円	一般財源 300千円					
			その他 千円					
	指標名	目標値	その他の内容					
成果指標①	出演者等参加者数	150	平成33年度					
成果指標②	観客数	—	—					
補助対象者	いむた池外輪山登山大会実行委員会							
補助対象経費	会場設営に係る経費、印刷製本費、いむた池外輪山七峰登山大会の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	いむた池外輪山七峰登山大会事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	予算に定められた範囲内で例年の活動実績に基づき積算							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金			366,600	48.7%	351,000	47.5%
		会費収入			316,600	42.1%	301,000	40.8%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成			50,000	6.6%	50,000	6.8%
		市補助金			300,000	39.9%	300,000	40.6%
		利子			21	0.0%	28	0.0%
		(前年度繰越金)			85,505	11.4%	87,259	11.8%
	計			752,126	100.0%	738,287	100.0%	
	支出	事務費			40,000	5.3%	50,000	6.8%
		報償費			254,550	33.8%	261,853	35.5%
		設備費			34,560	4.6%	34,560	4.7%
		役務費			47,366	6.3%	51,352	7.0%
		需用費			284,968	37.9%	271,024	36.7%
		予備費			3,423	0.5%	3,410	0.5%
(翌年度繰越金)				87,259	11.6%	66,088	9.0%	
計			752,126	100.0%	738,287	100.0%		
支出計/前年度支出計						98.2%		
自己資金/前年度自己資金						95.7%		
翌年度繰越金/市補助金					29.1%	22.0%		
交付件数			1件		1件			
成果指標の推移①			137人		122人			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし(平成26年度創設) 【事業のPR方法】公共施設等へのポスター掲示、HP・FB等での情報発信 【費用対効果】安全面に考慮した登山大会として、今後も広く周知することで参加者の増加が見込まれる。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	いむた池外輪山七峰登山大会を実施することは、藪牟田池県立自然公園をとりまく外輪山の素晴らしさをPRするとともに、健康づくりの場としても慣れ親しんでいただけることを期待できるものであり、本市の観光振興及び地域の活性化に資するものと考えられる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	イベントの実施に当たり、参加者の安全確保については登山に詳しい専門家への委託依頼が必要であり、行政による資金の援助なしには、安全面の向上化を図ることは困難である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	藪牟田池県立自然公園をとりまく外輪山の素晴らしさをPRするとともに、健康づくりの場としても慣れ親しんでいただけることを期待できるものであり、登山をはじめ観光目的として本市を訪れる観光客の増加に繋がるものと期待できる。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該イベントは、本市の重要な観光資源である藪牟田池外輪山を活用した、地域に根ざしたイベントであるため、いむた池イベント委員会を母体とする実行委員会を補助対象者とするのが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	安全面の確保を最優先に考慮し、且つ参加者が安心して参加できるよう実行委員会での入念な意見交換や調整、物品等の調達等を要することから、現時点では妥当であると考えられる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	継続的に開催していくに当たり、情報発信の強化による参加者確保や、登山に関係する団体・企業等からの協賛獲得による自主財源の確保等が必要であると考えられる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	現時点では、当該補助事業以外の活動は行っていない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地元団体が主体的に企画する行事に対して市が支援するという点で、最も適当な手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費が明確に規定されているとともに、その目的にも合致していることから、妥当性を欠くものとは言えない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p>■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止 □廃止</p> <p>〈上記方向の理由〉</p> <p>本市の重要な観光資源を活かしたイベントを開催することによって、本市の観光振興及び地域活性化に資するものであり、補助金に関しては、安全面の向上化を図る上で必要であると認められるため、現状のまま継続とすることが適当と認められる。</p> <p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p> <p>参加者確保と自主財源の確保(情報発信の強化、関係する団体・企業等からの協賛獲得等)</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い</p> <p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p>□現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止 □廃止 利子</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## いむた池外輪山七峰登山大会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるいむた池外輪山七峰登山大会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画の内容が、いむた池外輪山七峰登山大会の実施による観光の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いむた池外輪山七峰登山大会の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

(交付の基準)

第6条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、いむた池外輪山七峰登山大会補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

第8条 当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

- (1) 災害や事故等によりイベント等が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。
- (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。

(効果の測定)

第9条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) いむた池外輪山七峰登山大会の出演者等参加者数
- (2) いむた池外輪山七峰登山大会の観客数

(補助事業者等の責務)

第10条 いむた池外輪山七峰登山大会補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。